



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年1月12日火曜日 第2131号

◇ 目次 ◇

地域森林計画の公表.....	12
地域森林計画の変更の公表（4件）.....	12
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	12
兼用工作物の管理の方法について（8件）.....	12

訓令

愛媛県地方局事務決裁規程及び愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令.....	16
---	----

告示

○愛媛県告示第21号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、平成21年12月28日、東予地域森林計画を立てた。

東予地域森林計画に係る地域森林計画書及び森林計画図は、東予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成22年1月12日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第22号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、平成21年12月28日、今治松山地域森林計画を変更した。

今治松山地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、東予地方局産業経済部今治支局森林林業課及び中予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成22年1月12日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第23号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、平成21年12月28日、南予地域森林計画を変更した。

南予地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、

南予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。
平成22年1月12日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第24号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、平成21年12月28日、肱川地域森林計画を変更した。

肱川地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成22年1月12日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第25号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、平成21年12月28日、中予山岳地域森林計画を変更した。

中予山岳地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、中予地方局産業経済部久万高原森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成22年1月12日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第26号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成22年1月12日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成22年1月12日から1月25日まで

○愛媛県告示第27号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成22年1月12日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河 川 の 名 称	河川管理施設の 名称又は種類	河 川 管 理 施 設 の 位 置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川 尻無川水系 尻無川	尻無川 右岸堤防	新居浜市坂井町一丁目1番1地先～同市坂井町一丁目5414番8地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1 号

2 管理の内容

- 道路専用施設〔路面（路盤までの部分を含む。）路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。〕の新設（道路の附属物に係るものに限る。）改築、維持又は修繕
- 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成21年12月18日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第28号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 1月12日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名義、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河 川 の 名 称	河川管理施設の 名称又は種類	河 川 管 理 施 設 の 位 置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川 尻無川水系 尻無川	尻無川 左岸堤防	新居浜市土橋二丁目1451番5地先～同市土橋二丁目2683番2地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1 号

2 管理の内容

- 道路専用施設〔路面（路盤までの部分を含む。）路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。〕の新設（道路の附属物に係るものに限る。）改築、維持又は修繕
- 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成21年12月18日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第29号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 1月12日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名義、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河 川 の 名 称	河川管理施設の 名称又は種類	河 川 管 理 施 設 の 位 置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川 尻無川水系 尻無川	尻無川 右岸堤防	新居浜市西泉町838番12地先～同市西連寺町一丁目959番19地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1 号

2 管理の内容

- 道路専用施設〔路面（路盤までの部分を含む。）路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。〕の新設（道路の附属物に係るものに限る。）改築、維持又は修繕
- 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成21年12月18日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第30号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 1月12日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川 尻無川水系 尻無川	尻無川 右岸堤防	新居浜市篠場町508番地先～同市篠場町508番地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1号

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設〔路面（路盤までの部分を含む。）路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。〕の新設（道路の附属物に係るものに限る。）改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成21年12月18日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第31号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 1月12日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川 尻無川水系 尻無川	尻無川 右岸堤防	新居浜市篠場町497番地先～同市篠場町496番2地先 新居浜市篠場町533番9地先～同市篠場町533番9地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1号

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設〔路面（路盤までの部分を含む。）路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。〕の新設（道路の附属物に係るものに限る。）改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成21年12月18日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第32号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 1月12日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川 尻無川水系 尻無川	尻無川 左岸堤防	新居浜市御蔵町559番13地先～同市御蔵町559番12地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1号

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設 [路面 (路盤までの部分を含む。) 路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。] の新設 (道路の附属物に係るものに限る。) 改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 m までの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成21年12月18日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第33号

河川法 (昭和39年法律第167号) 第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 1月12日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河 川 の 名 称	河川管理施設の名称又は種類	河 川 管 理 施 設 の 位 置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川 尻無川水系 深谷川	深谷川 右岸堤防	新居浜市西連寺町一丁目959番38地先～同市西連寺町一丁目959番42地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目 5 番 1 号

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設 [路面 (路盤までの部分を含む。) 路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。] の新設 (道路の附属物に係るものに限る。) 改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 m までの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成21年12月18日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第34号

河川法 (昭和39年法律第167号) 第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 1月12日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河 川 の 名 称	河川管理施設の名称又は種類	河 川 管 理 施 設 の 位 置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川 尻無川水系 深谷川	深谷川 左岸堤防	新居浜市篠場町506番 5 地先～同市篠場町1121番 2 地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目 5 番 1 号

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設 [路面 (路盤までの部分を含む。) 路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。] の新設 (道路の附属物に係るものに限る。) 改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 m までの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成21年12月18日から道路の存続する日まで

訓 令

○愛媛県訓令第1号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県地方局事務決裁規程及び愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年 1月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県地方局事務決裁規程及び愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前						
別表第4(第4条関係) 局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項						別表第4(第4条関係) 局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項						
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			局長	専決者					局長	専決者		
				部長	課長					部長	課長	
産業振興課	1~4 省略					産業振興課	1~4 省略					
	5 農業金融に関する事務	1 農業近代化資金に関すること。					5 農業金融に関する事務	1 農業近代化資金に関すること。				
		(1) 農業近代化資金融通法第2条第1項各号に掲げる者の同条第2項第1号及び第5号に掲げる融資機関からの借入れに対する利子補給の承認						(1) 農業近代化資金融通法第2条第1項____に掲げる者の同条第2項第1号____に掲げる融資機関からの借入_に対する利子補給の承認				
	(2) 省略					(2) 省略						
	2~6 省略						2~6 省略					
	6~20 省略						6~20 省略					
備考 省略						備考 省略						

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(地方局長の専決事項)		(地方局長の専決事項)	
第14条 省略	第14条 省略	第14条 省略	第14条 省略
2~4 省略	2~4 省略	2~4 省略	2~4 省略
5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。	5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。	5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。	5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。
(1) 省略	(1) 省略	(1) 省略	(1) 省略
(2) 農業近代化資金融通法第2条第1項各号に掲げる者の同条第2項第1号及び第5号に掲げる融資機関からの借入れに対する農業近代化資金の利子補給の承認に関すること。	(2) 農業近代化資金融通法第2条第1項____に掲げる者の同条第2項第1号____に掲げる融資機関からの借入れに対する農業近代化資金の利子補給の承認に関すること。	(2) 農業近代化資金融通法第2条第1項____に掲げる者の同条第2項第1号____に掲げる融資機関からの借入れに対する農業近代化資金の利子補給の承認に関すること。	(2) 農業近代化資金融通法第2条第1項____に掲げる者の同条第2項第1号____に掲げる融資機関からの借入れに対する農業近代化資金の利子補給の承認に関すること。
(3)~(12)の2 省略	(3)~(12)の2 省略	(3)~(12)の2 省略	(3)~(12)の2 省略
(12)の3 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第	(12)の3 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第	(12)の3 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第	(12)の3 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第

7条（同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。）まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2項において準用する場合を含む。）第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項及び第2項、第18条、第21条並びに第24条の規定に基づく知事の権限に属する事務に関すること。

ア～オ 省略

カ 農業近代化資金融通法第2条第2項第1号及び第5号に掲げる融資機関に対する農業近代化資金の利子補給金

キ～ク 省略

(13)～(52) 省略

6～9 省略

7条（同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。）まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2項において準用する場合を含む。）第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項及び第2項、第18条、第21条並びに第24条の規定に基づく知事の権限に属する事務に関すること。

ア～オ 省略

カ 農業近代化資金融通法第2条第2項第1号_____に掲げる融資機関に対する農業近代化資金の利子補給金

キ～ク 省略

(13)～(52) 省略

6～9 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。